墜落制止用器具の製造、輸入、販売及び使用にあたっての 留意すべき事項

構造規格第9条では、墜落制止用器具の見やすい箇所に、墜落制止用器具の種類、製造者名及び製造年月を表示することが定められ、またショックアブソーバーの見やすい箇所に、ショックアブソーバーの種類、最大の自由落下距離、使用可能な重量、落下距離を表示することが定められています。

1 製造者の実施事項

製造にあたっては、構造規格で定められた試験を行った上で必要な表示を行ってく ださい。

2 輸入者、販売者及び使用者の実施事項

輸入、販売及び使用にあたっては、定められた事項が適切に表示されているか確認 してください。

適切な表示がない製品については、必要な性能を有していないおそれがあり、法令 違反となりますので輸入、販売及び使用を中止し、直ちに所轄の労働基準監督署に報 告するとともに、販売者におかれましては、販売済みのものを回収してください。